

福生市 立地適正化計画 概要版

1. 立地適正化計画の概要

■立地適正化計画策定の概要

本市においても、今後更なる人口減少・少子高齢化が見込まれています。このような状況の中、福生駅をはじめとする駅周辺への生活利便施設の集積等により、更なる利便性の向上を図り、高齢化への対応や子育てがしやすいまちづくりを実現していきます。

立地適正化計画で定める事項

- ◆立地適正化計画の区域
- ◆立地の適正化に関する基本的な方針
- ◆居住誘導区域（区域・区域内で市が講ずる各種施策）
- ◆都市機能誘導区域（区域・区域内で市が講ずる各種施策）
- ◆誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、関連基盤整備事業）
- ◆防災指針

The diagram illustrates the study area with several concentric green circles representing different zones. Inside these zones are various icons representing infrastructure like roads, schools, and parks. A red dashed line highlights a specific area labeled '都市機能誘導区域' (Urban Function Guidance Area) which includes a hospital and a station.

計画の対象区域

◆本計画は、都市計画区域全域(福生市全域)が対象となりますが、都市機能及び居住誘導区域については、市街化区域内を主として検討を進めています。

計画期間

◆平成30年度～令和19年度

2. 福生市の現況と課題分析

課題分析の視点	福生市が抱える課題	課題解決に向けた方向性
①人口動向	人口減少に伴う、市全体の活力低下が懸念される	<input checked="" type="checkbox"/> 人口減少下でも拠点の求心性を維持・向上 <input checked="" type="checkbox"/> 若年・子育て世代をターゲットとした人口誘導 <input checked="" type="checkbox"/> 世代構成バランスの健全化
②公共交通の利便性・持続可能性	高齢者数が増加する中での人口減少に伴うサービス水準の低下が懸念される	<input checked="" type="checkbox"/> 人口動向や拠点形成の進捗に応じた公共交通サービス水準の確保
③生活サービス施設の利便性・持続可能性	人口減少に伴うサービスの機能維持が懸念される	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢化への対応・子育て世代の人口誘導に向けた生活サービス施設の適正配置
④土地利用・都市基盤整備	インフラ整備が整った良好な住環境エリアにおける人口減少が懸念される	<input checked="" type="checkbox"/> まちの魅力を高めた上で的人口誘導
⑤災害時の安全性	一定の居住が見込まれる災害危険箇所の存在が懸念される	<input checked="" type="checkbox"/> 居住維持のためのハード・ソフト両面からの対策
⑥財政の健全性	高齢化に伴う社会保障費の増大、インフラ維持管理更新コストの増大が懸念される	<input checked="" type="checkbox"/> 財政構造の変化に耐え得る計画的な都市づくり

3. 立地の適正化に関する基本的な方針

総合計画・都市計画マスターplan等の上位計画における基本理念や都市像に基づくまちづくり方針等の実現や、現状及び将来見通しに基づく課題への対応といった観点から、立地適正化計画で目指す都市像(ターゲット)及びまちづくりの方針(ストーリー)案の設定や拠点の設定を行います。

立地適正化計画で目指す都市像（ターゲット）

- ◆立地適正化計画では、福生市総合計画や都市計画マスターplanにおける将来像や目標を実現する観点から、福生市総合計画や都市計画マスターplanの都市像を立地適正化計画で目指す都市像として設定します。

『人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ』

都市像を具現化するための立地適正化計画の方針を設定

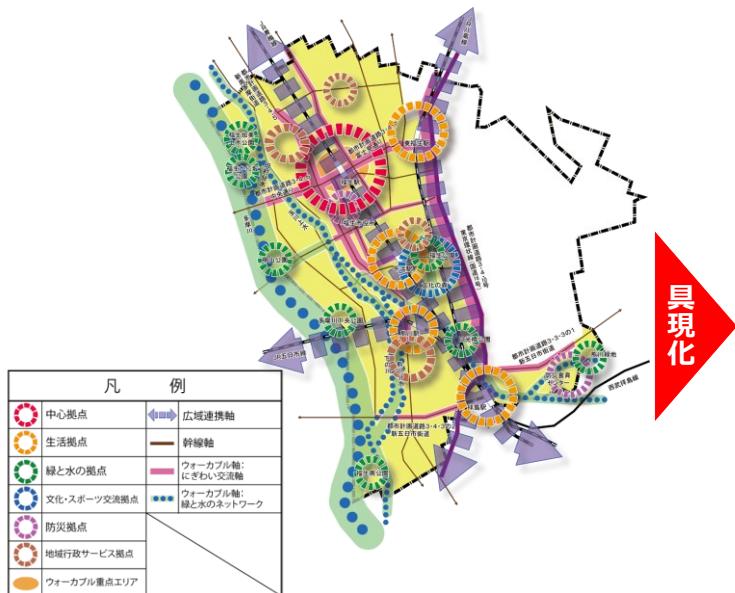
【立地適正化計画で目指すまちづくりの方針(ストーリー)案】

①選ばれるまちになるための福生駅をはじめとした駅周辺の拠点性強化

②高齢世代や子育て世代が安心して暮らせる住環境形成

③市民の日常生活を支え、拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの充実

【都市計画マスターplanにおける将来都市構造】



【立地適正化計画での拠点の位置付け】

分類	立地適正化計画での拠点の位置付け
福生駅周辺を中心とする拠点	◆本市が鉄道駅を中心に発展してきた歴史的背景を有し、中でも、現に業務・商業機能が集積している福生駅周辺を市の中心となる拠点として位置付け、非日常的な機能も含めた高次都市機能の立地誘導を図ります。
拝島・牛浜・熊川・東福生駅周辺を中心とする拠点	◆福生駅以外の拝島駅・牛浜駅・熊川駅・東福生駅周辺については、周辺の居住者の日常生活を支える拠点として位置付け、主に周辺住民を対象とした日常生活サービス機能の立地誘導を図ります。

立地適正化計画では、特に都市計画マスターplanの将来都市構造における拠点配置等の考え方を踏襲し、都市機能誘導等により拠点構築の実現化を目指します。

4. 都市機能誘導・居住誘導に関する事項

■本市での誘導施設設定の方針

国土交通省の手引き等の考え方を踏まえた、本市での誘導施設設定の基本的な方針は、以下のとおりです。

本市での誘導施設設定の基本的な方針

- ◆各拠点の特性や都市機能の立地状況、更には公共施設再編等の考え方を考慮した上で、福生市独自の誘導施設の位置付けを行っていきます。
- ◆都市機能には、行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化など、様々な機能がありますが、各施設の役割によって、拠点に集まった方が良い施設と、分散していた方が良い施設があります。
- ◆都市機能の配置検討に当たっては、各都市機能を、**拠点利用圏への集積が望ましい施設(拠点集積型)**と、**生活に身近なエリアにバランス良く配置することが望ましい施設(市内分散型)**の2つに大別した上で検討を行います。

■都市機能の配置

- ・拠点ごとに都市機能を配置すると、下表のようになります。
- ・具体的な施設の設定に当たっては、特に下表赤色の拠点集積型の施設について、現状の立地状況や施設の配置基準、更には公共施設再編等の考え方を考慮した上で、都市機能誘導区域ごとに誘導施設を設定していきます。

都市機能		配置区分		市内 分散型
		拠点集積型		
機行政	市役所(本庁舎)、保健センター	福生駅周辺を中心とする拠点	拝島・牛浜・熊川・東福生駅周辺を中心とする拠点	左記拠点を含め市内各所に分散している状況が望ましい施設については、拠点のみへの誘導は行わない
	介護施設(短期入所・介護老人福祉施設等・通所型・訪問型)			
機能育て	地域包括支援センター			
	保育園・幼稚園、児童館			
商業機能	子育て支援施設			
	大型商業施設			
	スーパーマーケット			
機医能療	コンビニエンスストア、ドラッグストア			
	災害拠点病院			
	病院・診療所(小児科・内科・外科を含む)			
機金融	銀行・郵便局等(有人窓口)			
	銀行・コンビニ(ATM)			
教育・文化	文化発信・交流施設、知的空間創造施設、スポーツアクティビティ施設			
	公民館、図書館、体育館			

 拠点集積型  市内分散型

■拠点ごとの誘導施設の設定

下表の誘導施設の設定方針に基づき、誘導施設候補の立地状況等を確認した上で、拠点ごとに誘導施設を整理すると、以下のようになります。

本市での誘導施設設定の基本的な方針

- ◆拠点内に立地している誘導施設候補 ➡ 将来にわたり維持すべき都市機能として誘導施設に位置付けます
- ◆拠点内に不足している誘導施設候補 ➡ 新たに誘導すべき都市機能として誘導施設に位置付けます
- ◆拠点集積型施設として区分したが、現在拠点外に立地している誘導施設候補 ➡ 今後建替等の際に誘導すべき施設として誘導施設に位置付けます

■拠点ごとの誘導施設一覧

拠点	機能	誘導施設
福生駅周辺を中心とする拠点	行政機能	◆市役所(本庁舎) ◆保健センター
	子育て機能	◆子育て支援施設
	商業機能	◆大型商業施設 ◆スーパーマーケット
	医療機能	◆災害拠点病院
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
	教育・文化機能	◆文化発信・交流施設 ◆知的空間創造施設 ◆スポーツアクティビティ施設
拝島駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
牛浜駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
熊川駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)
東福生駅周辺を中心とする拠点	商業機能	◆スーパーマーケット
	金融機能	◆銀行・郵便局等(有人窓口)

■本市での都市機能誘導区域設定の基本的な方針

国土交通省の手引き等の考え方を踏まえた、本市での都市機能誘導区域の基本的な方針及び拠点ごとの設定方針は、以下のとおりです。

本市での都市機能誘導区域設定の基本的な方針

- ◆都市計画マスターplanの将来都市構造の拠点を基に検討を行います。
- ◆本市では、福生駅を中心とした鉄道駅周辺が市全体の活力を支える核となる中心的な役割を担っています。そのため、**都市機能誘導区域の設定に当たっては、「福生駅周辺を中心とする拠点」と「拝島・牛浜・東福生・熊川駅周辺を中心とする拠点」の機能強化を図ることを主眼において区域及び誘導施設の設定を行うこと**とします。
- ◆また、都市機能誘導区域外についても、**指定されている用途地域の運用に準拠しながら都市機能を配置する**ことで、市域全体の利便性向上を図ります。

対象範囲	都市機能誘導区域の設定基準
全体	<ul style="list-style-type: none">◆誘導施設が建築可能な用途地域の指定状況(路線式も含む)を基に区域設定を行う。◆路線式用途地域を除き、街区・線路・水路などで区切ることを原則とする。◆区域の形は可能な限り整形になるよう調整する。
福生駅周辺を中心とする拠点	<ul style="list-style-type: none">◆駅から半径 500mを基本に区域設定を行う。◆誘導施設が建築可能な用途地域として近隣商業地域・商業地域・準工業地域での設定を原則とする。
拝島・牛浜・熊川・東福生駅周辺を中心とする拠点	<ul style="list-style-type: none">◆駅から半径 300mを基本に区域設定を行う。◆誘導施設が建築可能な用途地域として第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域での設定を原則とする。

■本市での居住誘導区域設定の基本的な方針

都市計画マスターplanでの土地利用方針や国土交通省の手引き等の考え方を踏まえた、本市での居住誘導区域の基本的な方針は、以下のとおりです。

居住誘導区域に含められることが考えられるエリア

①公共交通の利便性が確保されているエリア(第2章で設定した基幹的公共交通利用圏)

- ◆鉄道駅からの徒歩圏半径 500m、バス停(1日片道 30 本以上のバス停)から徒歩圏半径 300m

②将来人口密度が一定水準保たれるエリア

- ◆居住人口が都市機能を下支えする観点から、おおむね 15 年後(令和 22 年)の人口見通しにおいて、人口密度が 40 人/ha 以上のエリア

※生活サービス水準に必要な一定水準の人口密度として、国土交通省の都市計画運用指針における既成市街地の基準である 40 人/ha 以上を採用する。

③市街地開発事業等により良好な基盤が整備されているエリア

- ◆土地区画整理事業施行箇所及び大規模団地が所在するエリア

居住誘導区域から除外されることが考えられるエリア

④災害に対する安全性等が懸念されるエリア

- ◆土砂災害特別警戒区域

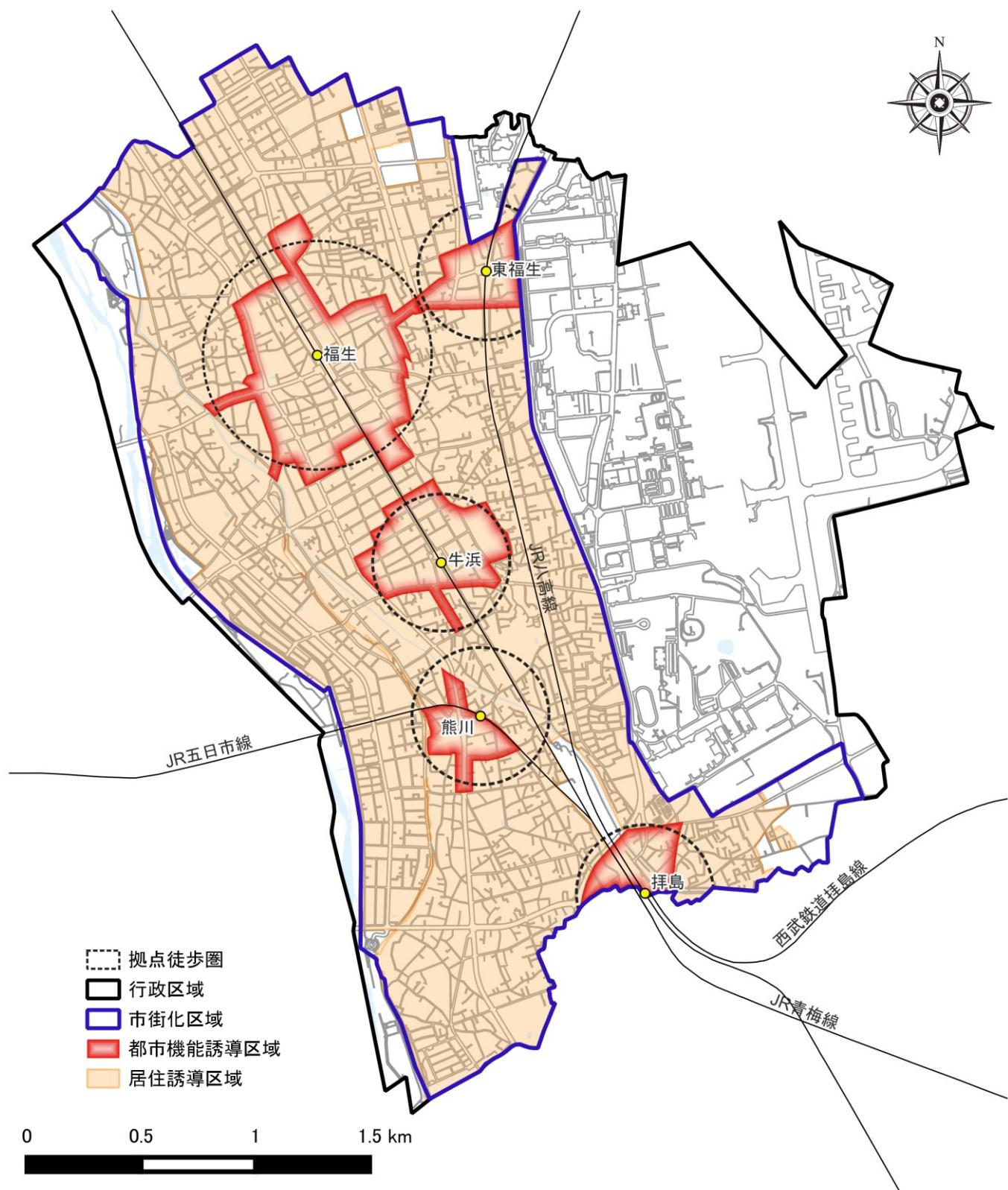
※土砂災害警戒区域及び浸水想定区域については、ソフト対策を講じることにより安全性が確保されると考え居住誘導区域除外検討の要素としない。

⑤現状における一団の非住居系エリア

- ◆都市計画マスターplanにおける工業地区のうち、現在工業系の土地利用がなされているまとまったエリアや一団の非住居系エリアについては、産業及び雇用確保等の観点から、工業地としての維持が望ましいため、居住誘導区域から除外する。

■都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定

前項の都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定方針に基づく両区域については、下図のとおりです。



5. 防災指針に関する事項

防災指針は主に居住誘導区域内の防災機能の確保を図るための指針です。災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせによる分析結果を踏まえ、防災上の対応方針や災害リスクの低減・回避に必要な取組方針を設定します。

■地域ごとの主な取組方針

3地域ごとの防災・減災に対する主な取組方針は次のとおりです。

<北部地域>

洪水 ⇒リスクの低減

- ◇河川施設等の点検・整備 ◇雨量計・量水標の点検・整備
- ◇洪水ハザードマップの市民への周知
- ◇福生駅西口地区市街地再開発事業による避難施設の整備
- ◇地域による避難訓練の実施 等

内水 ⇒リスクの低減

- ◇下水道施設の整備及び維持管理
- ◇雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進
- ◇内水ハザードマップの市民への周知 等

土砂(土砂災害特別警戒区域) ⇒リスクの回避

- ◇土砂災害特別警戒区域の指定による建築の制限・指導 等

土砂(土砂災害警戒区域) ⇒リスクの低減

- ◇警戒避難体制の確立 ◇避難情報の明確化
- ◇斜面林の保全及び保安措置 等

地震 ⇒リスクの低減

- ◇建物の耐震化・不燃化の促進
- ◇ブロック塀等の安全対策の促進 等

<中部地域>

洪水 ⇒リスクの低減

- ◇河川施設等の点検・整備 ◇雨量計・量水標の点検・整備
- ◇洪水ハザードマップの市民への周知
- ◇代替となる避難施設の確保
- ◇地域による避難訓練の実施 等

内水 ⇒リスクの低減

- ◇下水道施設の整備及び維持管理
- ◇雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進
- ◇内水ハザードマップの市民への周知 等

土砂(土砂災害特別警戒区域) ⇒リスクの回避

- ◇土砂災害特別警戒区域の指定による建築の制限・指導 等

土砂(土砂災害警戒区域) ⇒リスクの低減

- ◇警戒避難体制の確立 ◇避難情報の明確化
- ◇斜面林の保全及び保安措置 等

地震 ⇒リスクの低減

- ◇建物の耐震化・不燃化の促進
- ◇ブロック塀等の安全対策の促進 等

<南部地域>

洪水 ⇒リスクの低減

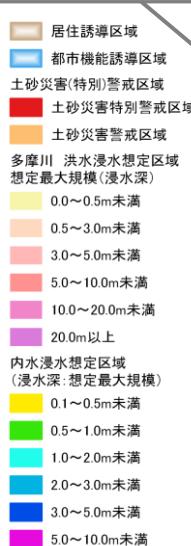
- ◇河川施設等の点検・整備
- ◇雨量計・量水標の点検・整備
- ◇洪水ハザードマップの市民への周知
- ◇代替となる避難施設の確保
- ◇地域による避難訓練の実施 等

内水 ⇒リスクの低減

- ◇下水道施設の整備及び維持管理
- ◇雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進
- ◇内水ハザードマップの市民への周知 等

地震 ⇒リスクの低減

- ◇建物の耐震化・不燃化の促進
- ◇ブロック塀等の安全対策の促進 等



土砂(土砂災害特別警戒区域) ⇒リスクの回避

- ◇土砂災害特別警戒区域の指定による建築の制限・指導 等

土砂(土砂災害警戒区域) ⇒リスクの低減

- ◇警戒避難体制の確立
- ◇避難情報の明確化
- ◇斜面林の保全及び保安措置 等

■具体的な取組、スケジュール

取組方針を具体的に推進するための取組施策とスケジュールは次のとおりです。

視点	方向性	災害ハザード				取組施策	実施主体	スケジュール		
		洪水	内水	土砂	地震			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスクの回避 (ハード)	回避 危険			●		1) 危険区域等の指定及び建築制限・指導	都	→		
		●				2) 河川等の整備	国	→		
	インフラ等整備		●			3) 土砂災害防止施設の整備	市	→		
			●	●	●	4) 地籍調査	市	→		
		●	●			5) 宅地開発等指導要綱に基づく雨水浸透施設の整備促進	市	→		
		●	●	●	●	6) 緊急輸送道路の確保	国・都・市	→		
		●	●	●	●	7) 災害時の道路のネットワークの確保のための都市計画道路等の整備	国・都・市	→		
		●	●	●	●	8) 道路の無電柱化の推進	国・都・市	→		
	施設等の整備				●	9) 福生駅西口地区市街地再開発事業による防災拠点(施設及び広場)の整備	市	→		
		●	●	●	●	10) 避難場所、避難所の確保及び充実	市	→		
		●	●	●	●	11) 高齢者や障害者等の要配慮者が利用しやすい避難所の確保	市	→		
		●	●	●	●	12) 防災倉庫・資機材の点検・整備	市	→		
	土地利用方針			●		13) 斜面林の保全及び保安措置	都・市	→		
		●	●	●	●	14) 農地・農業用施設の活用	市・所有者	→		
		●	●	●	●	15) 緑地などの維持保全	市・市民	→		
		●	●	●	●	16) 防災性の高い良好な市街地環境の形成	市	→		
	対策支援				●	17) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等促進	市	→		
					●	18) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進	市	→		
					●	19) ブロック塀等の安全対策の促進	市	→		
		●	●			20) 雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進	市	→		
		●	●	●	●	21) 「福生市空家等対策計画」に基づく空家対策の推進	市・市民・事業者	→		
リスクの低減 (ソフト)	体制避難・防災の充実			●	●	22) ボランティア・自主防災組織の活動支援	市・市民・事業者	→		
		●	●	●	●	23) 避難・防災訓練の実施	都・市・市民	→		
		●	●	●	●	24) 避難行動要支援者支援の推進	市	→		
(ハード・ソフト) リスクの低減	意識啓発				●	25) 案内標識等の設置	市	→		
		●	●	●	●	26) 各種ハザードマップ・マニュアルの作成・周知による災害への備えの啓発	都・市・市民	→		
		●	●	●	●	27) 防災知識の普及・啓発	都・市	→		
	助言提供情報				●	28) 気象及び河川情報システムの活用	市	→		
		●	●	●	●	29) 防災行政無線や情報通信技術等の整備・住民への多様な情報提供手段の充実	市	→		

6. 誘導施策に関する事項

■誘導施策設定の基本的な考え方

立地適正化計画で目指す都市像及びまちづくりの方針、また、将来都市構造を実現する観点から、都市機能誘導区域・居住誘導区域への都市機能及び居住の誘導等を緩やかに図るための誘導施策を設定します。

■都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

《福生駅を中心とした駅周辺の拠点性強化に寄与する施策》 《駅周辺における都市機能の立地促進に寄与する施策》

施策番号	施策名	施策番号	施策名
01	集客力の高い公共施設等の機能導入	04	福生駅西口まちづくりと連動した道路計画の検討
02	再開発事業に基づく福生駅西口地域の拠点性向上	05	富士見通り拡幅整備事業と特色ある沿道のまちなみ形成
03	公共機能等の整備と連動した中心市街地の形成	06	都市機能の立地促進と現状の施設の維持

■居住誘導区域における人口密度の維持・確保

《子育て世代の定住促進・誘導に寄与する施策》

施策番号	施策名	施策番号	施策名
07	こども家庭センター(仮称)の設置・運営	13	図書館サービスの充実
08	待機児童解消に向けた既存施設の活用	14	公民館等を活用した地域コミュニティの活性化
09	ファミリー・サポート・センター事業及び子育てひろば事業の実施	15	優良住宅取得推進事業の実施
10	学童クラブの充実	16	マイホーム借上げ制度の活用促進
11	学童クラブ事業の実施	17	同居・近居・隣居に関する支援
12	ふっさつ子の広場事業の実施	18	子育て支援住宅整備助成事業の実施

《高齢化社会への対応に寄与する施策》

施策番号	施策名	施策番号	施策名
19	公民館等を活用した地域コミュニティの活性化(再掲)	21	地域会館等を活用した介護予防事業の実施
20	地域包括ケアシステムの深化・推進		

《優良な都市基盤と住環境の維持に寄与する施策》 《誰もが安全・安心に暮らし続けられるまちの形成に寄与する施策》

施策番号	施策名	施策番号	施策名
22	公共交通結節点等におけるバリアフリー化の推進	31	下水道ストックマネジメント計画に基づく施設の更新
23	公共サイン表示による公共施設への円滑な誘導	32	無電柱化の推進
24	防災マップ・ハザードマップの全戸配布	33	道路維持計画に基づく道路復旧工事の実施
25	関係機関と連携した総合防災訓練等の実施	34	踏切の安全対策の推進
26	講習会や出前講座を通じた防災対策における啓発活動の実施	35	公園施設整備計画に基づく効率的な予防保全型の維持管理
27	防災行政無線戸別受信機貸与事業の実施	36	現状課題やニーズの変化を踏まえた公園再編等方針に基づく利活用
28	災害時における円滑な避難活動等の実施	37	土砂災害警戒区域指定箇所における法面防護工事の実施
29	スポーツ環境の充実	38	空き家住宅除却助成事業の実施
30	雨水管きよ整備等による冠水箇所の解消	39	住宅の耐震化の促進

■公共交通ネットワークの充実

《公共交通ネットワークの充実に寄与する施策》

施策番号	施策名	施策番号	施策名
40	公共交通機関等の充実	44	公共サイン表示による公共施設への円滑な誘導(再掲)
41	福祉バス運行事業の更なる推進・促進	45	道路維持計画に基づく道路復旧工事の実施(再掲)
42	福生駅西口まちづくりと連動した道路計画の検討(再掲)	46	踏切の安全対策の推進(再掲)
43	公共交通結節点等におけるバリアフリー化の推進(再掲)		

7. 目標指標の設定と計画の進行管理に関する事項

■目標指標設定の基本的な考え方

評価指標と目標値は、居住誘導・都市機能誘導及び公共交通の維持・充実を図るための施策の展開により、まちづくりの方針(ストーリー)の達成状況を分析・評価する観点から、目標指標と効果指標を設定します。

方針① 選ばれるまちになるための福生駅をはじめとした駅周辺の拠点性強化

目標① 誘導機能の立地促進(誘導機能立地数の増加)

※誘導機能については、P4【誘導施設一覧】を参照

目標指標	基準値(平成29年)	現状値(令和5年)	目標値(令和19年)
福生駅周辺を中心とする拠点	4機能	4機能	6機能
拝島駅周辺を中心とする拠点	1機能	1機能	2機能
牛浜駅周辺を中心とする拠点	2機能	2機能	2機能
熊川駅周辺を中心とする拠点	0機能	0機能	2機能
東福生駅周辺を中心とする拠点	2機能	2機能	2機能

効果①-1 計画的な都市整備に対する市民満足度の向上

効果指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和19年度)
計画的な都市整備に対する市民満足度	28.0%※回答選択肢に変更有	現状値以上

目標値② 福生駅西口再開発事業の推進

目標指標	基準値(平成29年)	現状値(令和3年)	目標値(令和19年)
福生駅西口再開発事業の推進	再開発準備組合の発足	令和3年9月28日 都市計画決定	再開発事業の完了

効果②-1 福生駅周辺における歩行者数の増加(1日当たり)

効果指標	基準値(平成29年12月)	現状値(令和5年)	目標値(令和19年)
福生駅周辺の歩行者数	15,885人	—	基準値以上

効果②-2 福生駅乗車数及び福生駅発着のバス利用者の増加(1日当たり平均)

効果指標	基準値(平成28年度)	現状値(令和5年)	目標値(令和19年)
福生駅乗車数	16,457人	—	基準値以上
福生駅発着のバス利用者数	4,512人	—	基準値以上

効果②-3 福生駅西口における地価公示価格の上昇率増加・下降率抑制

効果指標	基準値(平成29年1月)	現状値(令和3年1月)	目標値(令和19年1月)
地価公示価格の変動率	福生駅西口 334,000円/m ²	令和3年1月1日時点の 地価公示の増減率 福生駅西口駅前 0.60%減少 市内他地域 0.63%増加	他のポインツ平均値と 比較して、福生駅西口に おける増加率が高い、 もしくは減少率が低い

方針② 高齢世代や子育て世代が安心して暮らせる住環境形成

目標値③ 子育て世代向け住宅の供給促進

目標指標	基準値(平成28年度まで)	現状値(令和4年度まで)	目標値(令和19年度まで)
当該制度の活用による 住宅供給戸数	13戸	101戸	累計200戸

目標値④ 待機児童0人の継続

目標指標	基準値(平成29年4月)	現状値(令和5年4月)	目標値(令和19年4月)
待機児童数	0人	0人	0人

効果③-1、④-1 15歳未満人口の減少抑制

効果指標	基準値(平成29年1月)	現状値(令和5年1月)	目標値(令和19年1月)
福生市における 15歳未満人口	6,075人(日本人のみ) 6,279人(日本人+外国人)	平成29年から令和5年までの 15歳未満人口減少率 福生市 11.12% 西多摩地域(奥多摩、檜原村除く) 15.28%	西多摩地域の平均値と比較 して減少率が低い

方針② 高齢世代や子育て世代が安心して暮らせる住環境形成

目標値⑤ 介護予防事業参加者の増加

目標指標	基準値(平成 28 年度)	現状値(令和 4 年度)	目標値(令和 19 年度)
介護予防事業参加者数	970 人	851 人	基準値以上

効果⑤－1 65 歳健康寿命の増加

※下表において()内は東京都平均値

効果指標	基準値(平成 29 年度)	現状値(令和 3 年度)	目標値(令和 19 年度)
65 歳健康寿命	男性:81.76 歳 (81.10 歳) 女性:84.05 歳 (82.67 歳)	男性:81.80 歳 (81.37 歳) 女性:83.99 歳 (82.99 歳)	東京都平均値以上

※65 歳健康寿命は、65 歳の人が要支援1以上の認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その認定を受けた年齢を平均的に表すもの。

目標値⑥ 都市計画道路整備率の増加

目標指標	基準値(平成 29 年度)	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 19 年度)
都市計画道路の整備率	77%	79%	92%

効果⑥－1 安全で利便性の高い都市環境に対する市民満足度の向上

効果指標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 19 年度)
安全で利便性の高い都市環境に対する市民満足度	29.3%※回答選択肢に変更有	現状値以上

目標値⑦－1 住宅の耐震化率

目標指標	現状値(令和 2 年度)	目標値(令和 7 年度)
住宅の耐震化率	87.5%	おおむね 100%

目標値⑦－2 自主防災訓練の年間延べ参加者数

目標指標	現状値(令和 4 年度)	目標値(令和 19 年度)
自主防災訓練の参加者数	1,158 人	現状値以上

効果⑦－1 防災まちづくりの推進に対する市民満足度の向上

効果指標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 19 年度)
防災まちづくりの推進に対する市民満足度	49.1%	現状値以上

方針③ 市民の日常生活を支え、拠点へのアクセス性を高める公共交通ネットワークの充実

目標値⑧ 「福祉バス」利用者の増加

目標指標	基準値(平成 28 年度)	現状値(令和 4 年度)	目標値(令和 19 年度)
福祉バス利用者数	115,026 人	91,100 人	基準値以上

効果⑧－1 福祉バス利用圏域内人口カバー率の増加

効果指標	基準値(平成 27 年)	現状値(令和 5 年)	目標値(令和 17 年)
福祉バス利用圏域内人口カバー率	96.5%	96.7%	基準値以上

効果⑧－2 公共交通に対する市民満足度の向上

効果指標	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 19 年度)
公共交通に対する市民満足度	43.5%※回答選択肢に変更有	現状値以上

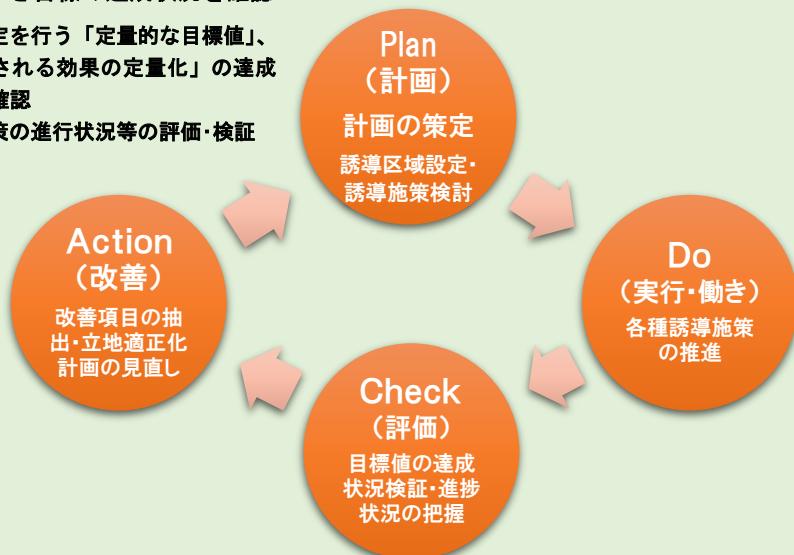
■計画の管理と見直しについて

- ・本計画の計画期間内(平成 30 年度～令和 19 年度)においては、施策の進行状況や社会的な変化も予想されるため、上位計画や関連計画の見直しとの整合を図りつつ、おおむね5年ごとに目標値の達成状況の評価を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証していきます。検証の結果、必要に応じて適宜計画の見直しを実施していきます。
- ・具体的には、下記のPDCAサイクルの考え方に基づき、適切な進捗管理を行いつつ、目標の達成を目指していきます。
- ・目標値については、施策推進において一定の効果が得られると想定される計画策定から 10 年後にて中間評価を行い、実効性のある計画の進行・管理を行っていきます。

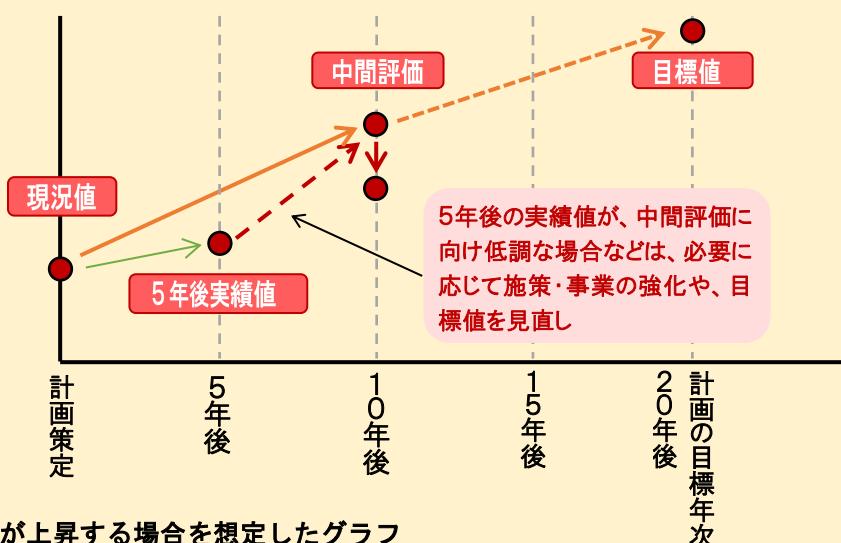
【P D C A サイクルによる適切な進捗管理】

本計画の目指すべき目標の達成状況を確認

- ◆Check1：今回設定を行う「定量的な目標値」、「期待される効果の定量化」の達成状況の確認
- ◆Check2：誘導施策の進行状況等の評価・検証



【評価・検証のイメージ】



福生市立地適正化計画（改定） 概要版 令和6年3月

【発行】福生市都市建設部まちづくり計画課

〒197-8501 福生市本町5番地

電話 042-551-1952 FAX042-551-0530